

別表六（十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置
法第42条の11第2項《国際戦略総合特別区域におい
て機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の
規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」

の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規
定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧
縮額を積立金として積み立てる方法により経理した
ときは、その経理した金額を記載します。